

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画
(平成19年度)

平成19年3月30日
厚生労働大臣決定

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成19年度)

目次

第1 はじめに

第2 計画期間

第3 政策体系及び評価予定表

第4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法

第5 事後評価の実施

第6 社会保険庁の実績評価

第7 評価結果の政策への反映

第8 その他

別紙1 政策体系及び評価予定表

別紙2 平成19年度事後評価実施予定表

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成19年度)

第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成19年度に実施する事後評価の対象とする政策、その評価の方法等について明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

第3 政策体系及び評価予定表

基本計画第7の1の（1）のイの（イ）に規定する政策体系を構成する施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業、同計画第7の1の（1）のイの（ロ）に規定する評価予定表を別紙1のとおり定める。

第4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法

1 本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法（法第7条第2項第1号の要件に該当するもの）

基本計画において規定する本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法は、別紙2のとおりとする。

2 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの及びその評価の方法（法第7条第2項第2号イの要件に該当するもの）

該当なし。

3 政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの及びその評価の方法（法第7条第2項第2号ロの要件に該当するもの）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの。

また、評価の方法については、事業評価方式を基本とする。

- 4 上記1～3のほか、本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法（法第7条第2項第3号の要件に該当するもの）

本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策は、以下に掲げる政策とする。なお、①、④、⑤及び⑥については、必要に応じて政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）が担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）と調整の上、これを定める。

また、これらの評価の方法については、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択するものとする。

- ① 本計画の計画期間内において、政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策
- ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発
- ③ 個々の公共事業であって、水道施設整備事業評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
- ④ 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの
- ⑤ 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの
- ⑥ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

第5 事後評価の実施

1 政策体系の施策目標の指標のモニタリング

- (1) 政策体系の施策目標の担当部局等は、当該施策目標の指標についてモニタリングし、その結果を5月中の適切な時期に査定課（組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課をいう。以下同じ。）及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出されたモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、モニタリングの結果を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

2 実績評価方式による評価

- (1) 担当部局等は、評価対象政策に係る部局と調整の上、原則として各施策目標ごとの指標の達成度を中心として評価を実施し、その評価結果を

評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、5月中の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

3 総合評価方式による評価

- (1) 評価対象政策を所管する担当部局等は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期、②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直し決定された時期に、当該政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等としてとりまとめ、評価実施後速やかに政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

4 事業評価方式による評価

上記2に準じ、必要に応じて政策評価官室が担当部局等と調整の上、評価を実施する。

第6 社会保険庁の実績評価

社会保険庁の平成18年度の実績評価については、社会保険庁から目標の達成状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に、政策評価官室及び関係部局（中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。）において8月末を目途に実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

第7 評価結果の政策への反映

担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局等は、平成19年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、10月末を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、11月末を目途に公表する。

第8 その他

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

なお、上記に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、厚生労働省における政策評価実施要領に定める。

政策体系及び評価予定表

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標に係る指標は、施策目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (4) 個別目標は、施策目標を達成するために実施する個々の施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (5) 個別目標に係る指標は、個別目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (6) 事務事業は、施策目標又は個別目標を達成するために実施する手段としての事務及び事業を掲げたものである。
- (7) 評価予定表は、各施策目標について、本計画の計画期間内の政策評価方式を示したものである。なお、計画期間内の各年度において政策評価を実施する施策目標については、その都度実施計画においてこれを定める。

- (8) 評価に当たっては、各施策目標について、施策目標に係る指標の状況を踏まえつつ、社会経済情勢の変化等の外的要因の影響などを考慮した上で、必要に応じて定性的な観点を加え、総合的に評価するとともに、各個別目標についても、個別目標に係る指標の状況を踏まえて評価することとする。
- (9) なお、今後、具体的に評価を実施する中で、施策目標の各々の特性を十分に検証し、その評価手法について、知識・経験を蓄積するとともに、新たな手法の開発や必要な情報・データの収集など、個別目標、指標の改善に努めるものとする。

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

基本目標

- I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
- III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
- VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
- X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
- X II 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 平成19年度中に各都道府県が策定する平成20年度以降の医療計画において医療連携体制に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)

個別目標1 医療計画に基づく医療機関を整備すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 二次医療圏ごとの病床数の状況(療養病床及び一般病床)(—)

【主な事務事業】
 ・ 医療施設近代化施設整備事業

個別目標2 へき地保健医療対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 無医地区の数(地区)(無医地区の解消/—)

【主な事務事業】
 ・ へき地医療支援機構
 ・ へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の設置・運営

個別目標3 医療連携体制を構築すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標1-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・ 医療連携体制推進事業

個別目標4 救急体制を整備すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 救急救命センターの設置箇所数 (—)
 ・ 小児救急医療拠点事業の実施地区数及び小児救急医療拠点病院実施事業の実施箇所数(前年度以上/毎年度)
 ・ ドクターヘリの実施都道府県数 (—)

【主な事務事業】
 ・ 救命救急センター運営事業
 ・ 小児救急医療拠点事業
 ・ 小児救急医療拠点病院実施事業
 ・ ドクターヘリ導入促進事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考: 平成19年度重点評価課題1
 ・ 救急医療体制の整備

1-2 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 病院への立入検査件数(全病院に原則年一回実施/毎年度)
 2 立入検査結果の遵守率(—)

個別目標1 病院への立入検査の徹底
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標1-2に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・ 医療法第25条第1項に基づく立入検査
 ・ 医療法第25条第3項に基づく立入検査

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 就業医師数(—)
- 2 就業女性医師数(前年度以上/毎年度)
※ 近年の女性医師の増加に伴い、女性医師の離職の防止・再就業を支援する必要がある。そのため、特に女性医師の就業者数増加を目標として、指標設定を行ったものである。
- 3 就業看護師数(前年度以上/毎年度)

個別目標1 医療従事者を養成すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 医師、歯科医師及び看護職員等の就業者数(—)

【主な事務事業】

- ・ 看護師養成所等の指定等

個別目標2 出産・育児等に対応した女性医師の多様な就業を支援すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医師再就業支援事業

個別目標3 看護職員の離職の防止・再就業を支援すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 看護職員確保モデル事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考: 平成19年度重点評価課題2

- ・ 地域における小児科や産科の医師の確保

2-2 医療従事者の資質の向上を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 研修医の臨床研修目標達成度(前年度以上/毎年度)

個別目標1 医師、歯科医師の臨床研修を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-2に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 臨床研修病院等の指定
- ・ 臨床研修等指導医養成講習会の実施

個別目標2 医療従事者等に対する研修を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 講習会・研修会等の修了者数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
- ・ 看護職員に対する研修会等の実施
- ・ 薬剤師研修等の実施

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率
 (医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標を2007年度までに開発する。それを踏まえ、統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)を200床以上の医療機関のほとんどに導入する(400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)。)

個別目標1 医療のIT化を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 地域診療情報連携推進事業
- ・ 医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考: 平成19年度重点評価課題3

- ・ ITを活用した医療の利便性向上

3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 医療安全に関するワークショップの参加人数(前年度以上/毎年度)

個別目標1 医療の質と安全性の向上を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 講習会修了者数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 医療関係職種実習施設指導者等要請講習会の実施
- ・ 院内感染対策の推進

個別目標2 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 医療事故事例の分析件数(—)

【主な事務事業】

- ・ 医療事故情報収集等事業
- ・ 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
- ・ 医療事故に係る死因究明制度等の検討

個別目標3 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-2に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医療安全に関するワークショップの開催
- ・ 医療安全支援センター総合支援事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

施策目標4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること

4-1 政策医療を向上・均てん化させること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に購読される専門的科学雑誌に掲載された科学論文)(前年度以上/毎年度)
- 2 ホームページへの年間アクセス数(前年度以上/毎年度)

個別目標1

政策医療を開発・確立すること
 (独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の開発・確立に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 研究所運営事業
- ・ 治験推進事業
- ・ 大型研究事業

個別目標2

政策医療の均てん化を図ること
 (独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の均てん化に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 各種研修事業
- ・ 政策医療に関する情報発信事業(一般向け・医療者向け)

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ 総合	実績 総合FU

備考:

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 結核患者罹患率の推移(人口10万人対比18人以下/平成22年度)
 2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(90%以上/毎年度)
 3 予防接種の接種率(結核・麻疹・風疹)(おおむね95%/毎年度)

個別目標1 感染症対策の充実を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-1に係る指標1と同じ
 ・ 定点医療機関の全国充足率(おおむね100%/毎年度)
 ・ 感染症指定医療機関病床数(約1900床/—)

【主な事務事業】
 ・ 直接服薬確認療法事業
 ・ 感染症発生動向調査事業
 ・ 感染症指定医療機関の施設整備

個別目標2 病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 病原体等所持者等からの許可及び届出の受付に関する事務
 ・ 病原体等取扱施設における保管等の基準の確認検査等

個別目標3 法に基づく予防接種の実施を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 結核の予防接種の接種率(おおむね95%/毎年度)
 ・ 麻疹・風疹の予防接種の接種率(おおむね95%/毎年度)

【主な事務事業】
 ・ 普及啓発事業

19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考: 平成19年度重点評価課題4
 ・ 感染症対策の充実・強化

5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 難病情報センターへのホームページアクセス件数 (前年度以上/毎年度)
 2 ハンセン病資料館の入館者数 (前年度以上/毎年度)
 3 保健所等におけるHIV抗体検査件数 (前年以上/毎年)

個別目標1 難病対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 難病情報センター事業
 ・ 重症難病患者入院施設確保事業

個別目標2 ハンセン病対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-2に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 普及啓発のためのパンフレット事業
 ・ ハンセン病資料館の運営事業
 ・ ハンセン病療養所の運営事業

個別目標3 エイズ対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-2に係る指標3と同じ

【主な事務事業】
 ・ HIV検査・相談事業
 ・ HIV検査普及週間の実施
 ・ 世界エイズデー普及啓発事業

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

5-3 適正な移植医療を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 臓器提供意思登録システム登録者数 (前年度以上/毎年度)
- 2 骨髄移植ドナー登録者数 (30万人/ー)

個別目標1 臓器移植対策等を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標5-3に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 臓器移植対策事業
- ・ 造血幹細胞移植対策事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モ二	実績	モ二	実績	実績

備考:

5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 被爆者健康診断受診率(ー)

個別目標1 被爆者の健康の保持・増進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標5-4に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 原爆被爆者に対する手当の支給

評価予定表				
19	20	21	22	23
モ二	実績	モ二	実績	実績

備考:

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(70%以上/平成19年度、80%以上/平成20年度)
 2 新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(90%以上/平成20年度まで毎年度)

個別目標1 有効性・安全性の高い新医薬品の迅速な承認審査を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標6-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 新医薬品の迅速な承認審査

個別目標2 有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認申請を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標6-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 新医療機器の迅速な承認審査

19	20	21	22	23
モニ	実績 総合 (総合FUを含む)	モニ	実績	実績

備考:

6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 自主回収の件数 (—)
 2 医薬品等の使用上の注意の改訂件数 (—)

個別目標1 医薬品等の品質確保の徹底を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 製造所、薬局等への立入検査件数 (—)
 ・ 製造所、薬局等への指導件数 (—)
 ・ 施策目標6-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 立入検査・指導
 ・ 薬事監視員の資質向上
 ・ 自主回収に係る情報の公開

個別目標2 医薬品等の安全対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標6-2に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 安全性情報の収集、分析、評価とその調査
 ・ 医薬品等の使用上の注意の改訂等
 ・ 安全性情報の提供

個別目標3 医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと
 (副作用救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ —

【主な事務事業】
 ・ 医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

6-3 医薬品の適正使用を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 医薬分業率(全国・地域別) (—)
- 2 研修・講習会等受講者数(延べ) (—)

個別目標1 薬局機能を強化し、医薬分業を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標6-3に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医薬分業計画等策定事業
- ・ 薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業

個別目標2 薬剤師研修を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標6-3に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 4年生卒業薬剤師研修事業
- ・ 指導薬剤師養成事業
- ・ 専門薬剤師研修事業

個別目標3 医薬品の適正使用の普及啓発を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 医薬品購入者のうち相談・質問者数の割合 (—)

【主な事務事業】

- ・ 医薬品適正使用啓発推進事業
- ・ 一般用医薬品販売安全対策普及事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考:

施策目標7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること

7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 献血により確保した血液量 (安定供給に必要な血液量/毎年度)

個別目標1 健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が必要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給の推進を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標7-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・ 献血者確保等推進事業
 ・ 若年層献血者普及啓発事業
 ・ 血液製剤製造・供給体制整備事業

個別目標2 血液製剤の使用適正化を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標7-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・ 血液製剤使用適正化推進事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 コレラワクチン等の供給量(都道府県からの申請に対する供給申請書に基づく需要量/毎年度)

個別目標1 国家買い上げ及び備蓄を実施すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標8-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・ 重要医薬品供給確保事業

個別目標2 ワクチンの需給安定化を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ インフルエンザワクチンの需要量及び供給可能量(需要量に対する供給量/—)

【主な事務事業】
 ・ ワクチン国内需給安定化事業
 ・ ワクチン安定供給確保対策事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考: 平成19年度重点評価課題4
 ・ 感染症対策の充実・強化

施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 治験届の提出数 (前年度以上/毎年度)

個別目標1 画期的な医薬品、医療機器等の開発の促進による治療率の向上、患者のQOLの向上を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・新医薬品・医療機器の承認取得数 (前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】
 ・基礎研究推進等事業
 ・治験活性化のモデル事業
 ・CRC養成事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モ二	実績	モ二	実績

備考: 平成19年度重点評価課題5
 ・がんや認知症に劇的な効果を持つ医薬品の開発

9-2 医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図ること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 治験届の提出数 (前年度以上/毎年度)
 2 新医薬品・医療機器の承認取得数 (前年度以上/毎年度)
 3 市場規模(医薬品・医療機器・後発医薬品金額(単位:億円)) (前年度以上/毎年度)

個別目標1 研究開発を支援すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・施策目標9-2に係る指標2と同じ
 ・医薬品・医療機器の市場規模 (前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】
 ・(独)医薬基盤研究所における基礎研究推進事業・出融資事業
 ・産学官連携の創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業

個別目標2 治験環境を整備すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・施策目標9-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・治験拠点病院活性化事業
 ・治験推進助成事業

個別目標3 医薬品・医療機器産業の動向を把握すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・医薬品産業実態調査の実施回数 (年1回/毎年度)
 ・医療機器産業実態調査の実施回数 (年1回/毎年度)
 ・薬事工業生産動態統計調査の実施回数 (年1回/毎年度)

【主な事務事業】
 ・産業情報確保対策事業
 ・医薬品等供給動向調査事業
 ・医療機器産業振興調査事業

個別目標4 後発医薬品の使用を促進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率)・金額全体に占める割合(率)) (前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】
 ・後発医薬品使用促進対策事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モ二	実績	モ二	実績	実績

備考:

9-3 医薬品・医療機器の流通改善等を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 不正な競争の事案数 (前年度以下/毎年度)
- 2 医療用医薬品に係る取引価格の妥結率 (前年度以上/毎年度)
- 3 バーコード貼付率 (前年度以上/毎年度)

個別目標1 取引慣行の改善による公正な競争を実現すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標9-3に係る指標1、3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医療用医薬品等流通近代化推進事業

個別目標2 流通の効率化等を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標9-3に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医療用医薬品等流通効率化等推進事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

施策目標10 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること

10-1 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 医療関連サービス事業の市場規模(業務委託施設数) (—)
- 2 医療関連サービス事業の業者数(受託事業者数) (—)

個別目標1 多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標10-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医療関連サービス対策事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

施策目標11: 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

11-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 各医療保険制度別の保険者数及び加入者数(-)

個別目標1: 保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・一人当たりの保険料額(-)
 ・一人当たりの給付費額(-)

【主な事務事業】
 ・保険財政の安定化に関する事業

**個別目標2: 保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとする
 (政府管掌健康保険の収納に関する評価については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとする。)**

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・保険料の徴収率(健保組合)(前年度以上/毎年度)
 ・保険料(税)の収納率(市町村国保・国保組合)(前年度以上/毎年度)
 ・医療費通知実施保険者数(-)

【主な事務事業】
 ・保険料(税)徴収率・収納率の向上に関する事業

個別目標3: 審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・レセプトのオンライン化率(原則として完全オンライン化/平成23年度当初)

【主な事務事業】
 ・診療報酬情報提供サービス

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考: 平成19年度重点評価課題6
 ・レセプトの電算化及びオンライン請求の普及促進

11-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 全国医療費適正化計画において国民の健康の保持の推進に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)
 2 全国医療費適正化計画において医療の効率的な提供の推進に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)

個別目標1: 医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・特定健診実施率(平成19年度中に策定予定)
 ・特定保健指導実施率(平成19年度中に策定予定)

【主な事務事業】
 ・特定健診・特定保健指導の実施に関する事業

個別目標2: 療養病床から老人保健施設等への転換を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・転換助成事業の実施件数(施設数・病床数)(平成19年度中に策定予定)

【主な事務事業】
 ・療養病床から老人保健施設等への転換の促進に関する事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
-	-	実績	モニ	実績

備考:

施策目標12 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

12-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 保健師未設置又は1人設置市町村数 (0/平成23年度)
- 2 保健所等における専門職の人数 (—)

個別目標1 地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標12-1に係る指標1、2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 保健師中央研修
- ・ 地域指導者専門技術等研修

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考:

12-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 「健康日本21」にかかげた目標の達成状況(検討中/平成22年度)

個別目標1 健康づくり対策(栄養・食生活)を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 「健康日本21」の栄養・食生活分野にかかげた目標(検討中/平成22年度)

【主な事務事業】

- ・ メタボリックシンドローム予防戦略事業
- ・ 生活習慣病予防対策推進費
- ・ 食生活改善地区組織強化費
- ・ 国民健康・栄養調査委託費

個別目標2 健康づくり対策(身体活動・運動)を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 「健康日本21」の身体活動・運動分野にかかげた目標(検討中/平成22年度)

【主な事務事業】

- ・ メタボリックシンドローム予防戦略事業
- ・ 生活習慣病予防対策推進費

個別目標3 健康づくり対策(たばこ、アルコール)を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 「健康日本21」のたばこ、アルコール分野にかかげた目標(検討中/平成22年度)

【主な事務事業】

- ・ たばこ・アルコール対策推進費
- ・ たばこ対策促進事業費
- ・ 生活習慣病予防対策推進費

個別目標4 健康づくり対策(糖尿病、循環器病)を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 「健康日本21」の糖尿病・循環器病分野にかかげた目標(検討中/平成22年度)

【主な事務事業】

- ・ メタボリックシンドローム予防戦略事業
- ・ 生活習慣病予防対策推進費

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ 総合 (総合FUを含む)	実績

備考: 平成19年度重点評価課題7
・ 健康づくり対策の推進

- 12-3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照)
- 12-4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標4を参照)
- 12-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)

施策目標13 健康危機管理を推進すること

13-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 健康危機管理調整会議の定期開催件数(月2回/毎年度)
- 2 健康危機管理調整会議の随時開催件数(-)
- 3 健康危機管理支援情報システムへのアクセス件数(-)
- 4 健康危機管理保健所長等研修の受講者実数(-)

個別目標1 健康危機管理体制を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標13-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 健康危機管理体制の整備

個別目標2 地域における健康危機管理体制の確保を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標13-1に係る指標3及び4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 健康危機管理支援情報システム事業
- ・ 健康危機管理保健所長等研修事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考:

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標1 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 大規模食中毒の発生件数 (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)
- 2 モニタリング検査達成率(100%/毎年度)
- 3 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数 (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/—)
- 4 健康食品等に関する健康被害報告数 (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)
- 5 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 (60%以上/平成22年度)

個別目標1 食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1、2と同じ
- ・ ピッシング(と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業)中止率(100%/平成20年)

【主な事務事業】

- ・ 総合衛生管理製造過程の普及による高度衛生管理の推進
- ・ 食中毒危機管理対策の推進
- ・ BSE検査及びピッシング中止の推進等によるBSE対策の実施
- ・ 輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導

個別目標2 食品等に関する規格基準の設定を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標3と同じ
- ・ 国際汎用添加物の指定品目数(国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目のうち安全性が確認されたものについての指定/—)
- ・ 遺伝子組換え食品の国際規格策定の進捗率(規格案についてコーデックス総会までに正式採択/2009年のコーデックス総会まで)

【主な事務事業】

- ・ ポジティブリスト制度の導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定
- ・ 食品添加物の指定
- ・ 遺伝子組換え食品の国際規格の策定

個別目標3 虚偽誇大広告等不適正表示の防止により、健康食品の安全対策を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導

個別目標4 リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標5と同じ

【主な事務事業】

- ・ リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施

19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ 総合 (総合FUを含む)	実績

備考: 平成19年度重点評価課題8
・健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進

施策目標2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

2-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

- 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
- 1 地域水道ビジョン策定状況(前年度以上/毎年度)
 - 2 新広域化率(前年度以上/毎年度)
 - 3 水道普及率(前年度以上/毎年度)
 - 4 水質基準適合率(100%/毎年度)
 - 5 直結給水実施総戸数(前年度以上/毎年度)
 - 6 基幹施設・基幹管路の耐震化率(100%/平成25年度)
 - 7 濁水による水道の断減水影響人口(前年度以下/毎年度)

個別目標1 水道の運営基盤を強化すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 水道広域化施設整備事業
 - ・ 簡易水道再編推進事業
 - ・ 生活基盤近代化事業
 - ・ 最適広域化計画策定等推進事業

個別目標2 安心・快適な給水を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標3、4及び5と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 水道未普及地域解消事業
 - ・ 高度浄水施設等整備事業
 - ・ 水道水質管理対策事業
 - ・ 直結給水推進事業

個別目標3 安定給水対策・災害対策等の充実を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標6及び7と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 水道水源開発施設整備事業
 - ・ ライフライン機能強化等事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

- 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
- 1 薬物事犯の検挙人数 (—)
 - 2 主な薬物の押収量 (—)

個別目標1 麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬の適正な流通を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標1、2と同じ
- ・ 麻薬業務所等への立入検査件数 (—)

- 【主な事務事業】
- ・ 麻薬取締事業
 - ・ 麻薬・覚せい剤原料不正流通防止対策事業
 - ・ あへん供給確保事業

個別目標2 麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 薬物事犯の再犯者数(—)
- ・ 再犯者数の検挙者数中に占める割合 (—)
- ・ 未成年者の主な薬物事犯検挙人数 (—)

- 【主な事務事業】
- ・ 広報啓発事業
 - ・ 再乱用対策事業

個別目標3 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、これらの物を製造・輸入・販売等した者に対する立入検査件数 (—)

- 【主な事務事業】
- ・ 違法ドラッグ対策事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

1. 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数 (一)
2. 高生産既存化学物質国際安全性点検件数 (化学物質(96物質)の安全性点検の実施/2010年)
3. 家庭用品の安全確保マニュアルの策定件数 (概ね2年に一つの割合)

個別目標1 毒物・劇物の適正な管理を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ
- ・ 毒物・劇物業者等に対する立入検査件数 (一)

【主な事務事業】

- ・ 毒物劇物指定調査
- ・ 毒物劇物流通・保管・管理対策推進事業

個別目標2 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 難分解・高蓄積性物質に関するスクリーニング毒性等の調査
- ・ 高生産既存化学物質国際安全性点検等の実施事業
- ・ 化学物質情報基盤システムの管理

個別目標3 家庭用品等身の回りの化学物質の安全性を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標3と同じ
- ・ 買上げ試験件数 (一)

【主な事務事業】

- ・ 家庭用品規制基準の設定
- ・ 家庭用品情報収集調査
- ・ 家庭用品健康損害防止対策事業

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績 総合 (総合FUを含む)	実績

備考:

施策目標5 生活衛生の向上・推進を図ること

5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

1. 振興計画の認定件数 (一)
2. 標準営業約款登録施設数 (一)
3. 建築物環境衛生管理基準への不適合率 (一)

個別目標1 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標5-1に係る指標1、2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 標準営業約款推進事業費

個別目標2 建築衛生の改善及び向上等を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標5-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 生活衛生等関係費

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 法定労働条件の確保・改善を図ること

- 【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】
- 1 定期監督等の実施件数(-)
 - 2 申告処理件数(-)
 - 3 司法処理件数(-)
 - 4 市町村広報誌への掲載割合(80%以上/毎年)
 - 5 中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数(15, 228件以上/平成19年度)

個別目標1 法定労働条件の確保・改善を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1~3と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 法定労働基準の確保を図るための監督指導
 - ・ 労働基準関係法令違反の申告に対する申告処理
 - ・ 重大悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分

個別目標2 最低賃金制度の適正な運営を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標4と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 最低賃金制度推進事業

個別目標3 労働契約に係るルールの明確化を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標5と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 中小企業労働契約支援事業

評価予定表					
	19	20	21	22	23
実績 総合FU		モニ	実績	モニ	実績

備考：平成19年度重点評価課題9

- ・ 最低賃金制度の見直しのフォローアップ(実績評価及び総合評価)

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

- 【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】
- 1 労働災害による死亡者数(減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/※)
 - 2 休業4日以上の死傷者数(総件数を20%以上減少させること/※)
- ※ 1及び2の達成時期は、第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度)
- 3 定期監督等の実施件数(-)
 - 4 助言・指導を実施した事業場数(-)
 - 5 中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数(400件以上/平成19年度)

個別目標1 安全対策の推進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 業種別労働災害防止対策の推進
 - ・ 特定の災害要因別労働災害防止対策の推進

個別目標2 労働衛生対策の推進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策の推進
 - ・ 職業性疾病の予防対策の推進
 - ・ 化学物質等による健康障害の予防対策の推進
 - ・ 防対策の推進
 - ・ 快適な職場づくりの推進

個別目標3 事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 事業場における自主的な安全衛生活動の促進
 - ・ 危険性・有害性等の調査等の普及促進

個別目標4 労働者が安心して働くことができる労働環境を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標3及び4と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 安全衛生基準の確保を図るための監督指導
 - ・ 過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策

個別目標5 働き方の見直しによる長時間労働を是正すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標5と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 働き方改革トータルプロジェクトの推進事業

	19	20	21	22	23
実績総合 (総合FUを含む)		モ二	実績	モ二	実績

備考: 平成19年度重点評価課題10
・労働災害防止計画(総合評価)

施策目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

3-1 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 保険料収納済額(-)
- 2 保険給付費(-)
- 3 社会復帰促進等事業費(-)
- 4 平均保険料率(-)
- 5 各種保険給付実施件数(-)

個別目標1 労災保険制度の財政を安定させ、事業主の労働災害防止へのインセンティブを促進するため適正な保険料率を設定すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標1、2、3及び4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 労災保険料率の改定

個別目標2 労災保険給付の適正な給付を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標5と同じ

【主な事務事業】

- ・ 療養(補償)給付の事業
- ・ 遺族(補償)年金給付の事業
- ・ 障害(補償)年金給付の事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考:

3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 義肢等補装具の支給件数(-)
- 2 アフターケア実施件数(-)
- 3 労災就学等援護費の支給件数(-)
- 4 未払賃金の立替払件数(-)

個別目標1 被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-2に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 義肢等補装具支給の事業
- ・ アフターケア実施の事業

個別目標2 被災労働者等の援護等を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-2に係る指標3及び4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 労災就学等援護費支給の事業
- ・ 未払賃金の立替払事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考:

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】
 1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)

	<p>個別目標1 労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間等設定改善援助事業 ・ 労働時間等設定改善推進助成金 ・ 特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の勧奨
	<p>個別目標2 仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と生活の調和推進会議の開催 ・ 仕事と生活の調和キャンペーンの推進
	<p>個別目標3 多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な休暇制度普及促進事業 ・ テレワークの普及促進等対策

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考: 平成19年度重点評価課題11
 ・仕事と生活の調和対策の推進

4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】
 1 中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数(354,460人以上/平成19年度)
 2 勤労者財産形成融資の利用件数(前年度以上/毎年度)
 3 全労働金庫に対する検査実施率(50%以上/毎年度)

	<p>個別目標1 中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標4-2に係る指標1と同じ 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業退職金共済事業
	<p>個別目標2 勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標4-2に係る指標2と同じ 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者財産形成促進事業
	<p>個別目標3 労働金庫の健全性のための施策を推進すること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標4-2に係る指標3と同じ 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働金庫監督検査事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考: